歴史からたどる漁業制度の変遷 その7

── 戦時統制と漁業会への転換 ──

主任研究員　田口さつき

1　漁業組合の段階的な業務拡大

漁業組合としての歴史が長かったからか、いまだに漁業協同組合を漁業組合と呼ぶ人がいる。この漁業組合という言葉が使われ始めたのは、1886年（明治19年）の漁業組合準則の公布からである。同準則での漁業組合の目的は、漁場秩序の維持であった。

1901年（明治34年）成立の漁業法により、漁業権の免許制度が導入された。これに伴い、漁業組合の根拠法は漁業法となり、漁業組合は漁業権者となるべく法人として新たに出発した。(注1) 漁業組合の目的は漁業権を保有し、組合員に行使させることであった。ただ、当時の漁業法の立案者は、漁業組合自らが経済事業を行うことは考えなかった。

しかし、農村での産業組合の経済事業の発展を受け、漁村でも漁業組合が漁業者の生産活動を支援する必要があるという意見が高まった。これを受け、1910年（明治43年）の漁業法の改正により、漁業組合は組合員のために共同施設を設置することが可能となった。さらに昭和恐慌後の漁村の窮乏化があまりにもひどかったため、ようやく漁業組合の事業拡充が認められ、1933年（昭和８年）の漁業法改正で漁業組合は経済行為を行うことができるようになった。これに伴い、経済行為をする漁業組合は、①組合員が出資することを成立要件とし、無限責任、有限責任、または保証責任のうち、何れかの責任組織を有する組合、②組合員の出資制度はないが無限責任、又は保証責任のうち、何れかの組織を有する組合（水産社編（1941））、のどちらかにならなければならなかった。なお、①は漁業協同組合、②は非出資責任組合と呼ばれた。水産局による改組促進運動（1935年からの３か年計画）や、漁業組合に出資拡充への指導を進める都道府県もあり、漁業協同組合化が行政主導で進められた。ただし、戦時の統制経済への移行に伴い、協同組合としての自主自律的な発展には突き進めなかった。

第1表　漁業組合に占める漁業協同組合の割合

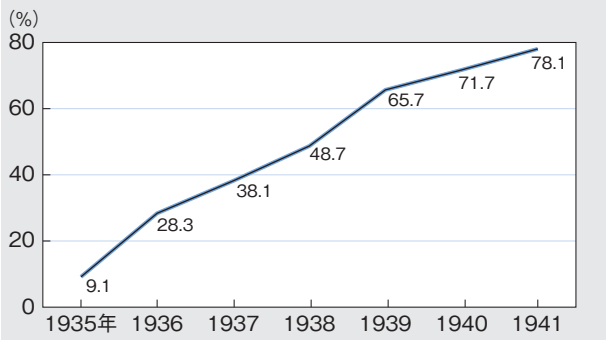

資料　農林省農林経済局統計調査部『農林省統計表』

2　戦時統制経済へ移行

1937年（昭和12年）の日中戦争以降、国策と連動しながら漁業組合の業務量は拡大していった。

その背景として、輸入に頼っていた燃油や漁網用のマニラ麻、ゴムなどが入手困難になったことが挙げられる。さらに資材不足だけでなく、若手漁業者の軍隊への召集と大型漁船の軍事徴用、漁船の老朽化など生産面での問題により、水産物の供給は減少し、価格が高騰した。そのため、政府は水産物の安定供給に向け、配給統制を進め、結果的に系統組織の購買事業、水産物の販売事業などの体制強化へ

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp/

とつながった。1938年（昭和13年）に全国組織として全国漁業組合聯合会（以下「全漁聯」）が政府の指導の下、設立された。都道府県段階でも聯合会が組織化され、全漁聯―県漁聯―漁業組合という系統三段階の形が作られていった。

ただし、系統組織の事業の拡大には、以下のような課題があった。まず、設立してから日が浅く、組織間の意志疎通が十分には進まなかった。また、自己資本が不足するなか、事業の拡大は容易でなかった。

さらに購買事業では、配給制度で過去の実績を踏まえ取扱量が定められたため、後発の系統組織は不利だった。また、販売事業では、全漁聯は集荷機関として取り扱える水産物が限定されていた。実際には、系統組織の主導権はないまま、配給統制機構の一部となっていった。

3　政府が組合に介入

それでも水産物の供給量の低迷は続き、政府は水産団体の統合整理により事態を打開しようと試み、1943年（昭和18年）に水産業団体法を公布した。

同法の第11条で「漁業会は水産業に関するに国策に即応し漁業の整備発達を図り」と、国策遂行のための組織であることが明記された。

また、設立に際し、「漁業会の地区は市町村又は市町村内の漁業者の部落の区域に依る」（第14条）とし、漁業会の管内は行政区域を超えないように定められた。そのうえで、漁業会の設立は「会員たる資格を有する者の３分の２以上の同意を得て創立総会を開き会則其の他設立に必要な事項を定め行政官庁の認可を受くべし」（第17条）とある。一見、自主的な創設にみえるが、漁業組合の解散と再編が前提の組織変更であり、構成員である漁業者の意志にかかわらず推進された。行政官庁は、会員たる資格を有する者に漁業会の設立を命じることも可能であった（第18条）。

漁業会の会長は「総会に於いて推薦したる者に就き市町村長の意見を徴し地方長官之を命ず」（第31条）と、市町村長や行政官庁の関与が強い任命制となった。

また、「漁業会は命令の定むる所に依り総会の議決を経て漁業の統制に関する規定を定め」（第40条）ることが求められ、さらに行政官庁は「漁業会に対し必要なる事業の施行を命じ又は会則の変更其の他必要なる事項」（第41条）を命令することができた。

4　短期間で漁業会が設立される

漁業組合から漁業会への組織換えは、非常に短い期間で行われ、1944年（昭和19年）12月31日現在の漁業会の総数は3,021（注2）であった（農林省 編（1948））。そのうち、出資がなされた漁業会は2,621と全体の８割を超えた。

漁業会の会長は、漁業組合の組合長や理事の経歴を持つ者のほか、政治家や地元の有力者などを含み、戦後、「漁業会は一部のボスに支配され」（水産庁（1950））と、表現された。

結局、水産物の供給は増加しないまま、1945年（昭和20年）に日本は連合国に無条件降伏した。その後、日本の水産局は占領軍総司令部（GHQ）の介入の下、「働く漁民」の暮らしを成り立たせるという視点で漁業制度の抜本的見直しを進めることとなった。

＜参考文献＞
・岩手県（1984）『岩手県漁業史』
・水産社 編（1941）『漁業組合年鑑.昭和16年版』
・水産庁（1950）『漁業制度改革のねらい』
・農林省 編（1948）『農林年鑑 昭和23年度版』日本農村調査会

（たぐち　さつき）

（注１）漁業組合準則時代の漁業組合と漁業法を根拠法とする漁業組合には連続性がない場合もある。
（注２）1941年の漁業組合数は3,807。